

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第31号

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p><u>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(軽微な変更に関する証明書の交付)</u></p> <p>第3条 <u>認定建築主は、省令第46条の2に規定する計画の変更が省令第44条の軽微な変更</u>に該当していることを証する書面（以下「<u>軽微変更該当証明書</u>」という。）の交付を求める場合にあつては、別に定める様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第41条第1項に規定する図書のうち当該変更に係るものを添えて、知事に申請をしなければならない。</p> <p><u>2 知事は、省令第44条の軽微な変更</u>に該当すると認めるときは、別に定める様式による<u>軽微変更該当証明書</u>に前項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、前項の申請をした認定建築主に交付する。</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>(ア) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条 <u>削除</u></p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。